

一般建築物石綿含有建材調査者講習 修了考査 (2025)

受講番号	氏名
------	----

I 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

第1問 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
②	国内では、1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていた。
③	2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
④	現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。

第2問 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
②	レベル1の石綿は、飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。
③	アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
④	石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。

第3問 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺泡」である。
②	石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
③	石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
④	中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。

第4問 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約20%になるとの報告がある。
②	石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
③	各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。
④	石綿繊維の直径は、髪の毛の5,000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。

第5問 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい

①	建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
②	作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により3倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
③	肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
④	複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1980（昭和55）年以降の建築物は優先順位が最も高い。

II 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

第1問 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
②	大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
③	解体等工事が平成18（2006）年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。
④	大気汚染防止法では、事前調査に関する記録は、元請業者等から発注者への説明の書面とともに、解体工事終了後から3年間保存する。

第2問 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
②	建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1重量パーセントを超えるものを使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
③	建築基準法では、建築物等の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務づけられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
④	調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

第3問 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。
②	建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法に影響するが、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などには影響しない。
③	解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
④	調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。

第4問 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
②	石綿含有建材調査者は、意図的な事実と反する調査や虚偽の結果報告を、絶対に行ってはならない。
③	調査において、石綿含有建材調査者は、自らの石綿ばく露に注意することはいうまでもないが、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。
④	石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報について、状況によってはこうした情報を提供してもよい。

第5問 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
②	目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
③	書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示等の現物確認により含有とみなして判定することもできる。
④	目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。

Ⅲ 石綿含有建材の建築図面調査

第1問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
②	建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
③	建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。
④	建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、隣地境界線及び道路の中心線よりそれぞれ1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

第2問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
②	建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「1時間」である。
③	建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「2時間」である。
④	建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30分間」である。

第3問 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
②	S造の建築物の調査で特に注意することとして、外壁をALC壁とした3階建て程度の共同住宅、一戸建て住宅、事務所、物販店などは、耐火建築物などとするを目的に、石綿含有建材による耐火被覆を用いている場合が多いことが挙げられる。
③	S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
④	建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。

第4問 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
②	ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多いが、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿は使用されていない。
③	レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。
④	昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。

第5問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が大きく硬いので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。
②	石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式（半湿式）工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。
③	石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「セメント」と「水」である。
④	レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである

第6問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	1954（昭和29年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
②	石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
③	1980（昭和55）年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したが、会員以外のメーカーの吹付け石綿の使用や物流における業者の在庫などもあったことから、1980（昭和55）年以降の数年間には石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性も考慮しなければならない。
④	吹付けパーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）がある。

第7問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
②	石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第二種」の2種類がある。
③	けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
④	屋根用折板石綿断熱材のうち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。

第8問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があれば、現在の0.1重量パーセント基準において“石綿無し”といえる。
②	「aマーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
③	「aマーク」の表示は、通常は製品1枚に1か所なので「aマーク」があれば“石綿あり”といえるが、なくても“石綿無し”とはいえないことに注意する。
④	石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しい。このため、調査においてはスレートボードとしてまとめてもよい。

第9問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
②	せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品の一部に、石綿を含有するものがある。
③	石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
④	石綿含有壁紙は、住宅においては、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。

第10問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	強雨石綿含有ルーフィングは、目視で、石綿が含有されているか否かの識別が可能である。
②	石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
③	石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品厚さが薄く、踏み割れしやすいことから、野地板は平滑な合板を使用し、隙間なく張り詰める方法が多い。
④	石綿セメント円筒の耐火二層管は、排水管、換気管、配電管などに使用されている。

第11問 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有接着剤は、JIS規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
②	石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）などに使用された。
③	建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材および建築用仕上塗材が対象となり、コンクリートの上部までを調査対象範囲とする。
④	石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。

第12問 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	書面調査で石綿等の使用状況が把握できた場合は、目視調査を実施せず書面調査を以て調査を終了することができる【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。
②	石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
③	書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略してはいけない。
④	設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らない。

第13問 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面であるが、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れが多いため、参考資料として書面調査を行い、現場確認することが鉄則である。
②	図面は石綿含有建材建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報のみによって石綿含有建材の利用状況の判断をしてはならない、図面からの情報を参考にしつつも、必ず現地での使用状況を1つ1つ丁寧に現認し、図面との整合性をチェックしていく必要がある。
③	施工図の内容は詳細事項が多いが、解説量が豊富で専門知識がなくても理解できる。
④	図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。

第14問 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
②	国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
③	石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
④	国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。

IV 目視調査の実際と留意点

第1問 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
②	事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
③	目視調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。
④	一般に機械室やビル管理人などの居室、パイプシャフトの内部床、造作されたロッカーキャビネットなどの下などは、建築物の竣工当初の状態が保たれていることが多いので、これらの部屋で確認した建材とは明らかに施工年が違うような建材が使われていれば、改修履歴のあったことがわかる。

第2問 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
②	調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。
③	試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。
④	調査時の装備について、第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けることなどが考えられる。

第3問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	目視調査に臨む基本姿勢として、一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
②	目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
③	定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。
④	目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。

第4問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	関係者へのヒアリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないかな等の疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修履歴を確認（ヒアリング）する。
②	石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。
③	令和3年4月以降において、事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
④	レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものが見られる。


第5問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
②	レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。ただし、「みなす」場合は分析は行わなくてよい。
③	試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
④	レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合がある。

第6問 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1000 番台」、準不燃は「2000 番台」、難燃は「3000 番台」が記載されている。
②	調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認は省略できない。
③	改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるため、天井ボードの試料採取は新・旧両方とも行う。
④	目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。

第7問 写真の建材の裏面から得られる情報①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。	
②	無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。	
③	国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。	
④	アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。	

第8問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
②	採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料を剥離しておく。
③	試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
④	吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。

第9問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1 mm以下がほとんどのため、この場合は「10センチメートル角程度」の試料採取を行う。
②	平屋建ての建築物で施工範囲が3,000㎡以上の場合、600㎡ごとに1 箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
③	耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗り材」は含まれない。
④	内外装仕上げ材の下にレベル1 建材が存在する事例として、天井ボードなどで囲われている様なケースにおいて、グラスウールなどの下に石綿含有建材が吹き付けられていたことがある。

第10問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	煙突用断熱材の試料採取にあたっては、3 箇所以上、1 箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
②	保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「成形の保温材」がほとんどである。
③	成形保温材と成形保温材のつなぎ目に不定形保温材を使用する場合があります、不定形保温材は成形保温材に比べて石綿含有期間が長いため、試料採取にあたっては、成形保温材と成形保温材のつなぎ目を貫通して試料を採取する。
④	保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があります、表層部に接触している保温材の材質（石綿を含め）が変化している可能性があるため、このような箇所からの試料採取は避ける。

第11問 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	成形板の試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
②	複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、どの部分であっても組成は均一である。
③	採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。
④	採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。

第12問 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
②	石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際に、「年に数回程度の入室者」「将来の改修工事の作業員」に対して、粉じんばく露の可能性のあることを伝える必要はない。
③	調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
④	石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。

第13問 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と、その面積」を明確にすることが求められている。
②	「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。
③	吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
④	解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。

第14問 下図は、石綿含有分析の流れ（概要）である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

①	ア) 定性分析 イ) 含有あり ウ) 含有なし エ) 定量分析	<pre> graph TD A[ア] --> I[イ] A --> U[ウ] I --> E[エ] I --> O1[0.1%を超えているとして扱う] E --> O2[0.1%超] E --> O3[0.1%以下] </pre>
②	ア) 定量分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%を超えているとして扱う エ) 定性分析	
③	ア) 定量分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%以下（不検出） エ) 定性分析	
④	ア) 定性分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%以下（不検出） エ) 定量分析	

V 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

第1問 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
②	所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。
③	今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。
④	今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。

第2問 「目視調査個票の作成」に関する①～④の記述のうち、適切なものを選びなさい。

①	建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することはできない。
②	調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
③	建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
④	調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。

第3問 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
②	分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
③	石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へたいしての責務である。
④	石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらず、その結果を記録しなければならない。

第4問 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

①	事業者の名称、住所及び電話番号
②	調査対象の建築物等の竣工日等
③	事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
④	目視による確認が困難な材料の有無及び場所

第5問 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

①	石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
②	建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
③	報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
④	建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。